

霧島市介護保険条例の一部改正について

霧島市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第2条各号別記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に、同条第1号中「27,600円」を「33,000円」に、同条2号中「27,600円」を「49,500円」に、同条第3号中「41,400円」を「49,500円」に、同条第4号中「55,200円」を「59,400円」に、同条第5号中「69,000円」を「66,000円」に、同条第6号中「82,800円」を「79,200円」に改め、同条に次の3号を加える。

- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 85,800円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 112,200円

第2条に次の1項を加える。

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

第3条第1項中「25日」を「28日」に改める。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「から第5号」を「から第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条に第2項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の霧島市介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年

度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

- 3 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。
- 4 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、平成28年4月1日から行うものとする。
- 5 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備を行うため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間には行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

（提案理由）

平成27年度から平成29年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険料の第6期納期限を変更し、及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、介護予防・日常生活支援総合事業等の開始時期を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。